

## 業務請負契約書(案)

件名 福井工業高等専門学校福利施設(学生食堂・売店)業務委託 一式

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 根本直之(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、福井工業高等専門学校の福利施設学生食堂(以下「学食」という。)及び売店業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、福井工業高等専門学校の学食及び売店の適正かつ円滑な運営を図るため、業務を乙に委託する。

第2条 乙は、学食業務の実施に当たり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令等を遵守し、教育機関における食堂であることを十分認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

2 乙は、売店業務の実施に当たり、教育機関における売店であることを十分認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 学食業務及び売店業務の仕様は、別に定める。

2 乙は、前項の仕様書を遵守して学食業務及び売店業務を実施するものとする。

第4条 委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 契約期間満了3か月前までに甲又は乙のどちらか一方から契約期間について何ら意思表示がない場合には、契約期間をさらに1年延長できるものとし、最長平成30年度まで延長できるものとする。

第5条 甲は、乙に対し、学食業務及び売店業務委託に伴ういかなる対価も支払わないものとする。

第6条 学食業務及び売店業務に要した電気料、ガス料、上下水道料及び電話料等は、乙の負担とする。

第7条 甲は、学食業務及び売店業務に必要な施設、設備・備品(以下「施設等」という。)として、別に定める施設等は無償で乙に使用させるものとする。

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は、乙の負担とする。ただし、現有設備は使用することができるものとする。

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し、又は、棄損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 乙は、施設等を学食業務及び売店業務以外に使用し、又は、第三者に権限を貸与・譲渡してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替え等の改造をしようとするときは、甲の承認を得なければならない。

第11条 乙は、本契約による学食業務及び売店業務を第三者に実施させてはならない。

第 12 条 乙は、その責に帰すべき事由により、学食及び売店で販売した飲食物を飲食した者に対して食中毒、又は、伝染病、死亡等の被害を与えたときは、被害者に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、前項を履行するために、損害賠償責任保険等に加入しなければならないものとする。

第 13 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき、又は、正当な理由なく甲の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、甲に対し前項の契約の解除について、異議の申し立て、又は、損害賠償請求その他一切の請求をすることはできないものとする。

第 14 条 甲、乙いずれか一方が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、原則として 3 か月前までに文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。

第 15 条 乙は、委託期間が満了した場合、又は、第 13 条及び第 14 条の規定により、この契約が解除されたときは、施設等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 16 条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第 17 条 この契約において甲、乙間に紛争が生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第 19 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲所在地を管轄区域とする福井地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は次に記名押印のうえ、双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 福井県鯖江市下司町  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
福井工業高等専門学校契約担当役  
事務部長 根本直之

乙